

「学校いじめ防止基本方針」

笛吹市立御坂中学校

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

（はじめに）

いじめは決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうることであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となつて、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。いじめはいじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命または心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努めなければならない。

「いじめを生まない学校づくり」をめざし、教育活動全体を通して、好ましい人間関係や豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）13条の規定および国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定する。

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法2条）

（2）いじめに関する基本的認識

- ① いじめは人間として決して許されない行為である。
- ② いじめはどの生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- ③ いじめは発見しにくい。
- ④ いじめは様々な様態がある。
- ⑤ いじめは被害者側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは解消後も注意が必要である。
- ⑧ いじめは家庭教育のあり方に大きなかわりがある。
- ⑨ いじめは学校、家庭、社会などすべての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2 いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取り組みを推進するために、「いじめ対策委員会」を設置し、この組織

が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

(1)「定例会いじめ対策委員会」の構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年の生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー
教育相談担当

(2)「拡大いじめ対策委員会」の構成員

上記「いじめ対策委員会」に加えて各学年主任、および当該学年・学級担任など

(3)「いじめ対策職員会議」の構成員

御坂中全職員

(4)いじめ対策委員会の役割

○学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

○いじめの相談・通報の窓口となる。

○いじめに関わる情報や生徒の問題行動に関わる情報の収集と記録、共有を行う。

○いじめの疑いに関わる情報があった場合は緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応の方針の決定と保護者との連携と対応を行う。

○「定例会いじめ対策委員会」は月1回開催を基本とするが、緊急事態発生の場合はこの限りでない。

3 未然防止の取り組み

未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。すべての生徒が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直していくことで、生徒の間でトラブルが生じたとしてもそれがいじめへと発展していくことはなくなっていくと考えられる。生徒ひとりひとりが学級、学年、部活動の中に自分を認めてくれる場（居場所づくり）と教職員と生徒、教職員と保護者、生徒どうしが信頼関係を構築していくこと（絆づくり）に着眼点として学校づくりを進めていくことが最も大切だと考える。

4 早期発見の取り組み

いじめは早期発見が早期解決につながり、早期発見のために、日常的な取り組みとともに、教職員と生徒との信頼関係を構築していくことが大切である。いじめは教職員や保護者の気がつきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。教職員は生徒たちの言動から、小さな変化を敏感に察知できる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組んでいくことが大切である。今後もこれまで以上に生徒に関わる情報を教職員が共有し、保護者とも連

携して情報収集や指導していくことが必要となっていくと考えられる。

＜未然防止および早期発見のための手立て＞

①いじめアンケートの実施（1学期・2学期・3学期）

※アンケートの内容、時期、記名か無記名かなど詳細の吟味。

②「全校一斉道徳」の実施

③生徒会主催の「脱いじめ集会」の実施（1学期中）

④担任と生徒との交換日記（「ライフ」の活用）

⑤個人面談

⑥教育相談

⑦日常の生徒観察（教育活動全体を通して）

⑧保健室での様子

⑨保護者からの相談

⑩地域住民からの相談

5 いじめへの対処

（1） 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り、教育的な配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上や思いやりの心を育てるなど、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行っていくことが大切である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目する。

教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し、対応にあたる。

（2） いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、地教委と連携（報告・連絡・相談）を取りながら、その指示に従い、所轄の警察署と相談する。場合によっては、出席停止および別室指導などの対応を取る。

（3） いじめられた生徒またはその保護者への支援

被害生徒から事実の聴取を行う。その際「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。生徒の個人情報などプライバシーには十分留意する。家庭訪問等により、速やかに保護者に事実関係を伝える。被害生徒や保護者に対し、徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、被害生徒の安全確保に努める。

被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族など）と連携し、被害生徒に寄り添い支える体制をつくる。被害生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に

応じて、加害生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。状況に応じて、心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得る。

被害生徒が心の傷を負って心理的に追い詰められている場合、SCや教育相談担当、養護教諭が被害生徒の心が安定するまで関わりをもって見守っていくように配慮していく。

解決した（いじめに係る行為が相当の期間止んでいること・いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと）と思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聞き取りやアンケートなどにより判明した情報を適切に提供する。

（４） いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

加害生徒からも事実関係の聞き取りを行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発の措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡をする。事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

加害生徒への指導に当たっては、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為」であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目をむけ、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。個人情報取り扱いなど、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。懲戒を加える際には、主観的な感情にまかせて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係をはぐくむことができるよう成長を促す目的で行う。

（５） いじめがおきた集団（学級・学年・部活動等）への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。たとえ、いじめを止めることができなくても、だれかに知らせる勇気を持つように話す。また、はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。各集団で話し合うなどして、「いじめはぜったいに許されない行為であって、根絶しようとする態度」を行き渡らせるようにする。

加害生徒と被害生徒、その他の生徒たちの関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことがいじめの解決だと考える。すべての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりを進めていくことが大切である。

（６） ネット上のいじめの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する措置を

とる。プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて警察の協力を求める。また重大な被害が生じるおそれがあるときは、ただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

早期発見の観点から教育委員会と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても理解をもとめていくことが必要である。

具体的な流れ

- ①被害生徒本人・家庭・発見者からの相談。
- ②その生徒と一番身近な教員（担任）による聞き取り。
- ③裏付けを取るために周辺生徒や関係者からの聞き取り。
- ④聞き取り内容を下に加害生徒からの聞き取り。
- ⑤各保護者へ聞き取り内容と指導経過を報告。
- ⑥被害生徒および保護者の意向を尊重しながら、次なる対応を検討する。（責任・謝罪等）
- ⑦被害生徒・加害生徒とも今後の生活への支援。

（７） 重大な事態の場合の対応

○重大な事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

- ②いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・「相当の期間」については不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。

- ③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

○対応の仕方

- ・地方公共団体の長への発生報告

- ①被害児童生徒の氏名・学年・性別
- ②欠席期間・その他児童生徒の状況
- ③児童生徒・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容

- ・被害生徒の身に危険がある場合は所轄警察署にも通報する。また、家庭での保護が困難な場合には児童相談所に通報し、生徒を一時保護するように依頼する。
- ・調査主体の判断・・・学校の設置者が調査主体（学校の設置者または学校）を判断する。
- ・その場合市が設置した調査機関（第三者委員会）が再調査を行う。
- ・学校主体の調査主体の場合は必要に応じて適切な専門家を加える。
- ・調査の実施
- ・聴取内容の記載と今後の支援方策の検討
- ・当該児童生徒・保護者への適切な提供
- ・聴取結果を地方公共団体に報告

聴取結果等のとりまとめ・報告事項の例

- 1 当該児童生徒
学校名・学年・学級・性別・氏名
- 2 当該生徒の状況
- 3 調査の概要
調査期間・調査組織・外部専門家が調査に参加した場合の属性
- 4 聴取内容
 - ①当該児童生徒・保護者
 - ②教職員
 - ③関係する児童生徒・保護者
 - ④その他
- 5 今後の当該児童生徒への支援方策

6 その他の留意事項

（１）組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員が抱え込むのではなく、教職員全体で情報を共有し、組織的に対応していくことが必要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするように、平素から対応のあり方についてすべての教職員で共通理解を図る必要がある。

（２）校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。

年間に2回1、3学期の校内研修会においてスクールカウンセラーからカウンセリングの手法を演習を通じて全教職員が学ぶ場を設定する。

(3) 校務の効率化

生徒と向き合う時間の確保をするために学校長は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその数のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等が評価されるように留意する。

(5) 地域や家庭との連携について

家庭訪問、学校通信、学年通信、学級通信などを通じて家庭との緊密な連携協力をはかる。学校やPTA、御坂町PTA連絡協議会、御坂町教育協議会などの地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、講演会などを通じて啓発活動を行ったりするなど地域と連携した対策を推進する。また、地区懇談会などで保護者や地域住民から生徒の地域生活の様子を聞くことで今後の指導に生かしていく。より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするために、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

7 いじめ防止年間指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間計画を確認しあうとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ対策委員会組織づくり	PTA総会 学年・学級懇談会等で啓発			校内研修 教育相談の演習	いじめ対策委員会
		事案発生の場合は緊急対応会議の開催				
防止対	学級づくり 人間関係構築 生徒総会	学級づくり 人間関係構築	学級づくり 人間関係構築 全校一斉道徳	学級づくり 人間関係構築	学級づくり 人間関係構築	学級づくり 人間関係構築

策	いじめ撲滅スローガン			脱いじめ集会		
早期発見	教育相談	第1回QUテストにより学級集団の状況と個人の状況把握をする。 教育相談	いじめアンケートの実施 教育相談	職員アンケート 学校評価 教育相談	教育相談	教育相談

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議						いじめ対策委員会
		事案発生の場合は緊急対応会議の開催				
防止対策	学級づくり 人間関係構築	学級づくり 人間関係構築	学級づくり 人間関係構築	学級づくり 人間関係構築	学級づくり 人間関係構築	学級づくり 人間関係構築
早期発見	第2回QUテストにより学級集団の状況と個人の状況把握をする。 教育相談	いじめアンケートの実施 教育相談	教育相談	教育相談	保護者アンケート（学校評価） いじめアンケートの実施 教育相談	教育相談